明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令（**外務**一二）　一

〔告　示〕

○皇居において新年一般参賀を行う件
（**宮内庁**九）　一

○日本国に帰化を許可する件
（**法務**二二九）　二

○保安林の指定施業要件を変更する件
（**農林水産**一九六九～一九七七）　二

○航路標識に関する件
（**海上保安庁**三七、三八）　三

○道路に関する件
（**北陸地方整備局**九七、九八）　七

○道路に関する件
（**中国地方整備局**九九）　八

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**一四七）　九

〔国会事項〕

諸事項　一四

〔叙位・叙勲〕

官庁
保険業法に基づく供託金関係　一四

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　一五

会社その他
〔公　告〕　三

省令

○外務省令第十二号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十三日

外務大臣　林　芳正

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） 大洋州地域 タラワ（キリバス） アビア（サモア） ［略］	**別表**（第一条関係） 大洋州地域 アビア（サモア） ［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和五年一月一日から施行する。